

歴史認識と日韓の「和解」への道（その8）

—2018年韓国大法院判決の衝撃と「植民支配」の不法性判断への対応—

戸 塚 悦 朗

（48-1 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その1）」

—安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？—

（はじめに）

1. 「沈黙」を破った「100年ネット」の貢献
2. 2010年までの主な研究成果
3. 最近5年間の研究の動向
4. 安重根裁判に関する法的研究の経緯と背景
5. 日本政府は、安重根を「テロリスト」と非難
6. 日本政府の植民地支配についての歴史認識と謝罪の現状
7. おわりに

（48-2 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その2）」

—植民地支配責任と1905年「韓国保護条約（?）」—

8. 日本による植民地支配責任とは？
9. 1905年「韓国保護条約（?）」は、原初的に無効
10. 1905年「韓国保護条約（?）」には皇帝の署名が必要だったのか？

（48-3 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その3）」

—文献研究から1905年「韓国保護条約（?）」の無効性を問う—

11. 1905年当時の国際法解釈学の文献研究
12. まとめと考察

(48-4 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その4）

—『国際法雑誌』は、1905年「韓国保護条約（?）」をどのように準備したか—

13. 2015年安倍首相談話

14. 『国際法雑誌』は、1905年「韓国保護条約（?）」をどのように準備したか

15. 日本外交の失敗

(49-3目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その5）

—1905年「韓国保護条約（?）」の効力問題と1963年国連総会の決議をめぐる—

16. 国連創設と帝国主義時代の世界史的転換

17. 1963年ILC報告書と1905年「韓国保護条約（?）」

18. 1963年国連総会決議

(51-1 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その6）

—「慰安婦」問題に関する日韓外相合意から板門店南北首脳宣言まで—

19. 「慰安婦」問題の日韓外相合意の失敗から何を学ぶべきか？

20. 板門店南北首脳会談が新時代を開くか？

(51-4 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その7）

—迷路を抜け出す鍵—

21. 「東洋平和」：対立する二つのヴィジョン

22. ILC報告書（1963年）と国連人権委員会（1993年）

23. どこで迷路に迷い込んだのだろうか？

24. 日韓の和解への道はみつかるか？

(はじめに)

日韓の関係は、「和解」への道を誠実に探さなければならない差し迫っ

た状況下にある。そのことは、以下の2点を考慮するだけでも誰の目にも明らかではないだろうか。

一つは、「徴用工問題」¹について出された2018年韓国大法院判決の衝撃から日韓関係が極度に悪化したことがある。1965年日韓請求権協定の解釈の対立を克服して、この事件について「和解」への道を探し出すことができるか？という具体的な課題がある。

二つ目には、2012年韓国大法院判決が初めて示し、2018年大法院判決が確立した日本による「植民支配」（判決の表現）の不法性という憲法判断に対して日本側がどう応答するのかという重い課題がある。日韓の旧条約の歴史学と法学の学際的研究がすすみ、筆者は、1905年11月17日付の「日韓協約」（日本外務省条約集によるタイトル）とされていた条約の原本が実は存在していないという研究成果を得るに至った。この1905年11月17日付の「日韓協約」の「不存在説」という国際法上の研究は、韓国大法院判決の憲法判断を支えている。

これらの課題については、これまで筆者なりの研究と実践を重ねてきたが、その近未来を展望する論議の土台を固めるためにも、最近2年間の筆者による研究成果を以下にまとめておくことにしたい。

1 ここで「徴用工問題」というのは、学術用語として使うのには必ずしも正確ではなく、問題なしとしない。後掲拙著『「徴用工問題」とは何か？』出版後、外村大教授（東京大学）から批判的な手紙をいただいたことに感謝したい。筆者は、メディア用語に合わせて使ったのであって、徴用工問題に「」をつけたのは、学術用語として使うのであれば、言葉の正確性に問題なしとしないことを感じつつ、「いわゆる」という語感を含めたかったからである。筆者が意図するところは、法的に徴用された労働者のみならず、募集、官斡旋、徴用と切れ目なく戦時動員を受けた強制労働の被害者全体の問題を検討するための一般用語として使っている。

25. 2018年韓国大法院判決の衝撃

2018年10月30日の「徴用工問題」に関する韓国大法院判決は、日本に強い衝撃を与えた。日韓関係にとって1965年日韓基本条約締結以来最大と思われるほどの激震が走った。

(2018年10月韓国大法院判決)

2018年10月30日に韓国の大法院（日本の最高裁にあたる）は、新日鉄住金徴用工事件再上告審の裁判で原告被害者勝訴の判決を言い渡した。大法院の裁判官が全員で合議した結果、被告日本企業の上告を棄却し、原告の損害賠償請求を認めた原審裁判所（ソウル高等法院）の判決が確定したのである。ソウル高等法院が原審判決を言い渡したのは、2013年7月10日のことだったから、5年もかかってやっと大法院の判決が出たことになる。

しかし、これは、韓国内の出来ごとであり、それも民間人被害者と韓国内で企業活動を継続している日本企業の間の民事事件である。実務法曹の立場から見ると、国が出る幕はないと考えるのが普通ではないだろうか。最終の裁判手続きが終わって、損害賠償を命じた韓国の原審裁判所の判決が確定した。総額でも日本円で約4,000万円だから、個人ならいざ知らず、大企業にとってはそれほど多額の損害賠償でもない。十分支払える財力の範囲内なのだから、常識的に言えば、支払い能力がある企業なら、強制執行が始まる前に判決が命じた通りに支払うはずだ。ところが、被告日本企業が、裁判所に命じられた損害賠償の支払いに応じなかった。被告企業は、原告が求めた話し合いにも応じなかったのである。これは、日本政府が韓国側に強硬姿勢を示したことにもよるのであろう。そうなると、原告被害者側は、法律実務的には、韓国内にある被告の資産を差し押さえ、強制執行によって支払いを求める段階に移るしかない。ほかに判決を実現する道がないからである。2018年年末にかけて、この手続きの申し立てが始まっ

た。

（安倍首相が民事事件に介入）

ところが、新年早々、安倍首相自らが、先頭に立ってこの強制執行を「国際法違反」と非難して激しく反発したのである。被告にもなっていないにもかかわらず、日本政府（安倍政権）が、民間当事者間の民事事件に介入したのだ。安倍首相は、1965年日韓請求権協定を盾にとっているが、それこそ大法院判決が詳細に検討している法的問題点であり、韓国内では民事訴訟としての法的検討は終わっているのである。

少し詳しく経過を見てみよう。

2019年1月6日に放送されたNHKの番組で報道されたとのことだったが、安倍首相は、韓国大法院が日本企業に元徴用工への賠償を命じた判決を受け、原告側が企業資産の差し押さえ申請をしたことに対して、「日本としての対抗策を関係省庁に検討するよう指示した」というのである。首相は、この番組で、差し押さえの申請について「極めて遺憾。政府として深刻に受けとめている」と語り、判決を「国際法に照らして、ありえない判決」と改めて批判したと報道された（朝日新聞デジタル2019年1月6日）。

これに対して、韓国の文政権は、三権分立の原則に立って、行政府は、司法府の独立を尊重するという立場をとって、事態を静観するとの対応をした。

（沸騰する日本の世論）

ところが、安倍首相の民事事件への介入発言は、日本の世論に大きな影響を与えた。

「安倍首相 1月6日 nhk 徴用工」というキーワードでインターネット検索をしてみた（2019年4月7日検索）ところ、119万件の検索結果が得ら

れた。その最初の10件を見るだけでも、安倍発言が、日本のネット社会の世論に大きな影響を与えたことを見て取ることができる。

まず、最初に出てきた「よろずや瓦版」²を例にあげて世論の沸騰ぶりを見てみよう。「安倍晋三首相は6日放送されたNHK番組で、日本企業に元徴用工への賠償を命じた韓国最高裁判決を受け、原告側が資産差し押さえを申し立てたことについて「極めて遺憾だ。深刻に受け止めている」と述べた。その上で、「国際法に基づき、毅然（きぜん）とした対応を取るための具体的な措置の検討を関係省庁に指示した」と明らかにした。判決について首相は、「国際法に照らしてあり得ない判決だ」と重ねて批判。徴用工問題は1965年の日韓請求権協定で完全に解決済みだとの立場を強調した。」という時事通信（1月6日）の報道を引用している。

それに続けて、このサイトは、「徴用工に限らず、竹島上陸や韓国駆逐艦による海自哨戒機へのレーダー照射など、国際法を逸脱する行為が後を絶たない韓国。これまでも措置の示唆はしてきても、具体的な行動を起こさないのが日本政府でした。しかし、レーダー照射問題より日本政府は少しずつ国民の目にも見える具体的なアクションを起こし始めています。」という意見を載せている。

注目すべきなのは、テレビや新聞などのマスメディアでも広く報道されたが、徴用工問題という民間の民事事件の問題に、竹島問題やレーダー照射問題などの国家間の紛争を結びつけて、ネットメディアが緊張を拡大していることである。

ところが、続けて、「…相当な打撃となる措置を講じない限り、同じことの繰り返しになるのは容易に想像がつきます。それを踏まえて、もっとも考えられる具体的な措置としては「経済制裁」が考えられるのではない

2 「よろずや瓦版」サイト (<https://yorozuyakawaraban.net/archives/972>)
2019年4月7日閲覧。このサイトを事例にあげたのは、たまたまその時の検索でトップに上がってきたからであって、その他の意図はない。

でしょうか。経済制裁は日本にとっても打撃となることはありますが、韓国はそれ以上に深刻な打撃を受けることとなります。」と、対抗手段として「経済制裁」を提案していることは見過ごしにできない。

（日本の現状をどう見るか？）

「経済制裁」は、戦争の一手手前の強制措置であることはよく知られている。太平洋戦争の引き金は、米国の「経済制裁」によって引かれたというのは、日本の多くの人々が共有する歴史認識ではないだろうか。

国連憲章第7章は、「平和に対する脅威、平和破壊及び侵略行為に関する行動」として、国際平和を維持するための安全保障理事会（安保理）の権限を定めている。安保理は、侵略行為に対して軍事的措置（第42条）を決定できるのであるが、その前段階として兵力の使用を伴わない非軍事的措置（第41条）をとることがある。核兵器を開発した朝鮮民主主義人民共和国に対して、安保理はこの非軍事的措置をとることを決定している。これが国連憲章上の「経済制裁」なのである。

隣国の民間の民事裁判の判決が気に食わないからと言って、軍事的措置の一手手前の「経済制裁」を日本政府が一方的に隣国に加えるなどと言う発想は、危険極まりないというしかない。次元が全く違うことなのである。

地域の平和の維持のためには、常に良好な国際関係を維持する努力を継続する必要がある。にもかかわらず、このような過激な主張がインターネット空間に飛び出してくるという日本の現状をどう分析すればよいのだろうか。

このエスカレートぶりを図式化して見よう。

大法院判決＝＞強制執行＝＞安倍発言＝＞その他の問題との結びつけ＝＞韓国への「経済制裁」の提案。と言う具合にエスカレートしている。民間の民事事件の大法院判決から、一気に韓国への「経済制裁」まで急激な発想の飛躍がある。

しかし、このサイトはまだよい方で、特別に過激というわけではない。そのあとに続くサイトを見てゆくと、もっとずっと劇烈な言葉をふんだんに盛り込んでいるサイトが少なくないことがわかる。「嫌韓」によるヘイトスピーチとしか言えないような表現が少なくないので、ここで引用するのもためらわれる。

紙数の関係もあるので、詳細は省略するが、インターネット上の論議は、目立つためには、より過激に、さらに過激にと表現が過熱し、「炎上」してゆくという特色がある。

その後の日韓関係は、現実には悪化の一途をたどったのである。本判決に対し、当時の日本の政権が輸出管理の問題とリンクさせたため、余計に事態を複雑化したと思われる。「徴用工判決」と輸出規制の問題について、両者は位相が異なると見る方が合理的である。日本政府は、当初は、輸出規制措置を「徴用工判決」への制裁措置としていたのに、後に両者は関係がないと言い出した。メディアが日本政府の説明に応じて報道内容を変えてしまったことも、問題を複雑化した。

(安倍首相の対応の本質的な問題点)

それにしても、問題の根は、安倍発言の過激さにあった。

筆者は、安倍首相の国際法理解には問題があると考え、大法院判決が何を問おうとしているのかについて検討し、2019年秋に下記の二つの著書を出版した。①『歴史認識と日韓の「和解」への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために』³、及び②『「徴用工問題」とは何か？——韓

3 戸塚悦朗『歴史認識と日韓の「和解」への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために』日本評論社、20019年11月5日。なお、戸塚悦朗『歴史認識と日韓の「和解」への道』は、このタイトルのもとに龍谷法学上で執筆した7本の論文（本論文末尾の添付リストを参照）の抜き刷り『合本』（50部製本）として完結し、安重根東洋平和研究センター主催の2019年度第1回研究会（2019年5月7日）での発表が実現した。

国大法院判決が問うもの』⁴ がそれである。

②『「徴用工問題」とは何か?』の冒頭で検討しているが、2018年10月の韓国大法院の「徴用工判決」については、当時の安倍首相の反応が問題を余計にこじれさせてしまったように思われる。例えば、彼は本判決に対して「韓国政府が何もしない」となじったのだが、これは感情的なものだったのではないかという見方もある。

しかし、「徴用工問題」の2018年10月大法院判決への安倍首相の反応は、「感情的」とも言えないでは? ①『歴史認識と日韓の「和解」への道』で説明したとおり、韓国併合は日露戦争の結果でもあるが、安倍談話にあらわれている歴史認識は、この戦争を栄光の歴史と見ていて、日本の植民地主義政策への反省も批判的視点も欠けている。この点で、伝統的な自民党重鎮の間で一定程度共有されていた植民地支配に対する後ろめたさの感覚が安倍首相には薄いのであろう。そのうえ、戦争責任問題は、すべてサンフランシスコ平和条約体制とそれに基づく1965年日韓基本条約・日韓請求権協定で完全に解決済みであるという歴史認識にとらわれている。安倍首相は、「確信」にもとづいて韓国大法院判決と韓国政府を非難したのだと思われる。

そのうえ、2019年7月の参議院選挙を控えていたという政治的なタイミングもあったのではないだろうか。「拉致問題」で朝鮮民主主義人民共和国政府を非難したり、「慰安婦」問題や「徴用工問題」で大韓民国政府を非難したりすれば、選挙で票が増えるという安倍首相なりの政治的経験から言えば、このような強硬姿勢をとり、超保守化した世論をあおった方が有利という政治的判断はなかっただろうか? そうだとすると、とても「冷静」な対応だと思われる。現に、この選挙では、安倍政権が勝利した。

4 戸塚悦朗『「徴用工問題」とは何か?——韓国大法院判決が問うもの』明石書店、2019年10月7日。

しかし、「国際法に照らして、ありえない判決」と断定したことは、どうであろうか？ 周囲に助言してくれる人もいなかったのかもしれないが、そう言い切れるかということ、事態はもっと複雑なのではないかと思われる。十分に国際法上の問題を慎重に検討したとは思われない。②『「徴用工問題」とは何か？』を読んでいただければ、国際法上の研究を重ねると、安倍首相の主張とは逆の結論が出てくるということを理解していただけるであろう。

（「徴用工問題」の和解解決は可能か？）

この問題を当事者間の和解で解決することは可能だろうか？ 日韓関係がここまで悪化していることから見ると、かなり困難であると言わざるを得ない。

しかし、「徴用工判決」は、民間人被害者と民間会社の間の民事訴訟の問題である。政府がこれに介入することは適当ではない。政府が介入する方法として、経済制裁という手段をとったのは、もっと危険な行為で、全く適当ではない。これは、戦争一歩手前の強硬手段であり、あくまでも国際紛争の平和的解決の原則に沿って、外交的に話し合って解決すべきである。日韓関係に詳しい日本の弁護士らによる2019年発行の著作⁵は、日本の最高裁判所の判決が認めた論理を基盤に当事者間の和解解決が可能であることを提示している。現在の硬直状態を破るために、日韓がこの問題を協議する新たな枠組みを創ってはどうかという提案⁶があるので、筆者も

5 山本晴太，川上詩朗，殷勇基，張界満，金昌浩，青木有加『徴用工裁判と日韓請求権協定：韓国大法院判決を読み解く』現代人文社、2019年8月30日。

6 強制動員問題の正しい解決を望む韓日関係者一同による呼び掛け文「強制動員問題の真の解決に向けた協議を呼びかけます」2020年1月6日。この呼び掛け文は、日韓の弁護士および被害者支援団体によるものであるが、以下のような報道によって紹介された。

①時事通信2020年01月08日11時31分「韓国外務省、日韓協議体創設案を評価 元徴用工問題の解決で」<https://www.jiji.com/jc/article?k=7>

賛同した。日韓の粘り強い公式・非公式の協議を期待したい。

中国人被害者と民間会社の間の民事事件の解決には日本政府は介入していない。だから、被害者と企業の間で和解による解決が実現している。韓国人被害者については、以前は民間会社の自由に任せていたのに、民間会社に圧力をかけて、和解を阻止しようとしているのは、今の日本（安倍政権）なのである。植民地支配下の戦時の重大人権侵害の被害者の問題への対応としてはもっと大局を見た対応をとるべきではないか。このことは、②『「徴用工問題」とは何か?』の冒頭に書いた。

龍谷法学51巻4号の（その7）論文末尾でこの危機に触れて、「危機はチャンスである」と書いた。しかし、メディアに大きく取り上げられ、つくり上げられた「危機」の表側だけに目を奪われてしまうと、危機をチャンスに変えることは困難になる。筆者は、危機のかげに隠れて見えなくなっている裏側に着目してみたい。それは、以下の「謎」を解くことで見えるようになるのではないだろうか。

26. 「植民支配」の不法性判断への対応

（安倍首相の対応と「謎」）

それにしても、安倍首相の対応については、大きな謎がある。

安倍首相は、大法院判決を非難して、「国際法に照らし、ありえない判決と考える。…」と言う。しかし、日韓の和解への道をあゆむために検討すべき国際法上の問題は、多岐にわたる。それは、本シリーズ（その7）

↳ 2020010800548&g=int

2020年5月4日閲覧。

②中央日報日本語版2020年1月8日14時31分「韓国外交部、強制徴用工問題解決に向けた「韓日共同協議体」について「日本と協議する」」

<https://japanese.joins.com/JArticle/261297?servcode=200§code=210>
2020年5月4日閲覧。

の末尾に書いたとおりである。

韓国大法院判決について検討するだけでも、1965年日韓請求権協定の解釈問題だけにとどまらない。筆者から見ると、1965年協定以上に「植民支配」（判決の表現）の不法性の問題⁷も大きな論点だったはずだと思われるのである。

1965年日韓基本関係条約締結の際は、同条約第2条⁸によって、日韓の旧条約については「もはや無効」（already null and void）という玉虫色の表現にとどめて、日韓のそれぞれが異なる解釈をとる余地が残された。併合条約（1910年）や保護条約（1905年）などの旧条約は、当初から不法であり無効だったという韓国側と、すべての旧条約は、元は合法的に締結されて有効だったが、戦後に無効になったと主張する日本側とがそれぞれの国内で正反対の解釈論を主張してきた。韓国側の解釈をとれば、日本による韓国に対する植民地支配は当初から不法だったことになり、2018年大法院判決と整合性がある。しかし、日本側の解釈から見れば、植民地支配は、当時は合法だったことになる。

そうすると、これまでの日本政府の公式見解からすれば、大法院判決の「植民支配」の不法性を断定した法的立場は承認しがたいものだったはずであった。

ところが、安倍首相は、この点には完全に沈黙し、もう一つの論点（1965年請求権協定違反の主張）だけを取り上げて、激しく大法院判決を批判し、これを尊重するという韓国政府を非難したのである。それが上記のように日韓関係を極限まで悪化させた。

安倍首相が大法院判決の「植民支配」（判決の表現）の不法性という判断については一言も言及していないのは、なぜなのか？

7 前掲『「徴用工問題」とは何か？』第3章、139-176頁参照。

8 第2条「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」

それは、謎なのである。

大法院判決が憲法判断とはいえ、「植民支配」は不法と断定したのだから、従来の日本政府の立場からすると、これに対して何の応答もしないということはできないはずである。ところが、2018年10月30日の大法院判決の後1年半もの間沈黙が続いている。この沈黙が意味するものは、大法院判決の「植民支配」の不法性に関する判断について、日本政府が「黙示の承認をした」と言っても良いだろうか。慎重な立場をとるとすれば、そこまで断定的に言うのには無理があるかも知れない。

しかし、少なくとも、この論点では強硬に「争わない」つまり、＜沈黙＞するという外交政策をとることにしたと考えて良いのではないか。問題の2019年1月6日に放映された前記NHK番組で安倍首相が発言したときには、そのような政策（大法院判決の「植民支配」の不法性についての批判的な言及はせず、沈黙するというもの）が立案されていたことになる。安倍首相もその他の政府関係者も沈黙したので、メディアの注目はひかず、研究者の研究対象にもならなかった。

もしそうだとすると、安倍首相の対韓政策は、「徴用工問題」の解決には障害となるものの、日韓の間の歴史認識を改める必要があるという筆者の立場からすれば、一定程度評価すべきなのかも知れない。

強硬に「争わない」、この＜沈黙＞は何を意味するのであろうか。植民地支配の評価について安倍政権はどのような政策をとるようになったのであろうか。この点で注目すべき現象を発見したので報告しておきたい。

（安倍首相官邸と歴史認識の消去？）

安倍政権は、表面的には「植民支配」の不法性の問題について2018年大法院判決の判断に表面では公式に異議を唱えず＜沈黙＞したが、何もなかったわけではない。筆者の調査によれば、歴史認識の忘却をまねきかねないような、ある行動を安倍政権がとったと強く疑うに至ったことを報告

したい。しかし、静かに、ほとんど誰にもきづかれられないような巧妙な方法がとられたのである。

このように言う、「被害妄想なのではないか?」と感じる向きもあるかも知れない。しかし、筆者が「なぜそこまで考えてしまうのか?」という問いに答えるためには、以下のような事情も考慮に入れて頂く必要がある。

最近では、いわゆる「モリカケ」問題で厳しく批判されている安倍政権は、実に巧妙な公文書の改ざん行為を行ったにもかかわらず、刑事訴追もされず、国会審議では虚偽答弁を貫き通して、満足な真相究明ができていないことが次第に明らかになってきている。

このような虚偽、文書捏造は、今に始まったことではない。戦時中の「大本営発表」の多くが先例として存在することを疑う人は少ないだろう。日本の政治の宿弊なのではないか。筆者は、最近、インターネット上で、「1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない」というエッセイ（添付資料）を公表した⁹。最近の日韓の歴史学と法学の学際的研究によれば、明治期の大日本帝国政府は、1905年11月17日に実際には締結されていない条約が締結されたと内外に表明し、日本だけでなく世界を偽って、韓国を保護国化した。それを基盤にして、1910年8月ついに韓国を併合して植民地として支配するに至ったことが明らかになった¹⁰。日本政府は、その後115年間にわたって、1905年11月17日付の「日韓協約」が存在したと主張し続けてきたのである。

9 戸塚悦明「1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない」2020年3月26日
<http://japanese.korea.net/NewsFocus/Column/view?articleId=183574&pageIndex=1>

2020年5月4日閲覧。

10 なお、韓国併合の実行過程を詳細に検証し、併合が合法正当であったという日本政府の主張が誤謬であることを明らかにした注目すべき以下の歴史学研究が出版された。和田春樹『韓国併合 110年後の真実：条約による併合という欺瞞』（岩波ブックレット NO. 1014）岩波書店、2019年12月6日。

このエッセイは短文だが、26年間の研究成果のまとめなので、筆者なりの研究がこのエッセイの基礎にある。詳しくは、前掲①『歴史認識と日韓の「和解」への道』を参照していただきたい。

このような背景から考えると、日本政府が以下述べるような情報の「隠蔽」を工作したと疑うことは、それほど荒唐無稽な「妄想」と切り捨てることはできないのではないだろうか。

（2010年8月10日菅直人首相談話隠し？）

上記①『歴史認識と日韓の「和解」への道』（1～20頁）で、筆者は2010年8月10日菅直人首相談話を特に高く評価している。この菅談話は、実質的には日本による韓国併合の不法性を承認したのに等しい歴史認識を示したものと考えてもよいであろう。

【なぜ菅首相談話が重要なのか？】

歴代首相による談話の変遷を見てみたい。

終戦50周年（1995年）の終戦記念日に出了た村山談話（添付リストその1・資料2）は、植民地支配について謝罪した点で歴史認識を一步進めた。しかし、村山首相は、韓国の植民地支配については、不当ではあっても合法と国会で答弁し、日本政府のそれまでの法的立場を變更しなかった。その後の歴代首相は、村山首相の歴史認識を継承した。

これに対して、韓国併合100年の年2010年8月10日に菅直人首相が出した談話（添付リストその1・資料3）は、閣議決定のうゑで、韓国の植民地支配について以下のような歴史認識を示したうゑで謝罪した。日本の首相として1910年併合条約に直接言及したのは、菅談話のみであることに注目すべきである。

菅談話の冒頭部分は、次の通りである。

「本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の八月、日韓併合条約が締結され、以後三十六年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。」

これを精読すると、法的な評価を加えていないことを除けば、実質的には日本による韓国併合の不法性を承認したのに等しいと考えてもよいほど画期的な歴史認識を示していることがわかる。

●菅談話が「国…を奪われ」たと言うのは、いったいどういうことなのか？

「百年前の八月、日韓併合条約が締結され、以後三十六年に及ぶ植民地支配が始まりました」としたあとで、「…当時の韓国の人々は、」と主語を「韓国の人々」としていることに注目すべきだろう。日本人の視点からではなく、「韓国の人々」の立場に立って歴史を見ている表現になっている。「韓国の人々」から見た歴史認識を菅首相が自らのものとして受け入れていることが見て取れる。

「3.1独立運動などの激しい抵抗に示されたとおり」として抗日運動を正面から受け止めているが、「…などの激しい抵抗」には、3.1に至る歴史の中で起きた安重根義軍参謀中將たちの義兵闘争も含まれると考えることもできよう。

「政治的・軍事的背景の下」は、日本から受けた植民地支配の暴力性と侵略性を端的に叙述している。「その意に反して行われた植民地支配によって」という表現は、「韓国の人々」が植民地となることに同意していたとは考えていないことを承認している。その結果、「国…を奪われ、民

族の誇りを傷つけられました」と言う。言い換えるならば、併合条約が、韓国の人々の真意に基づく合意によって締結されたものではなかったことを示唆している。

したがって、「国を…奪われ」という重大な被害を受けたことを承認したのであるが、韓国の独立が韓国の人々¹¹の真意（合意）に基づいて締結された条約によってではなく、不法な暴力的方法によって国家主権が奪われたことを示唆していると受け止めて間違いがないのではないか¹²。

これは、2018年10月30日付の韓国大法院による「徴用工」判決の立場と極めて強い親和性を持つ歴史認識と言えるだろう。この歴史認識の到達点は、筆者の上記研究成果ともよく整合するのである。

●菅談話が、国ばかりか「…文化を奪われた」と言うのは、いったいどうということなのか？

日本が植民地下の韓国・朝鮮から膨大な文化財を日本本土に移入したことは広く知られているが、これを「韓国の人々」の視点から、菅談話が「…文化を奪われた」と言ったのである。

そのうえで、菅談話は、日本が今後何をすべきかについて、次のように言っている。

「このような認識の下、これからの百年を見据え、未来志向の日

11 「韓国の人々」は、大韓帝国皇帝を含めた韓国の人々をさすと解釈することもできる。

12 国際法的には、大日本帝国の武力支配による一方的な征服の試みが進行していたと解釈することもできる。ただし、大日本帝国側は、そのようには言わず、あくまでも韓国の主権者が自由意思による条約という合意を通じて主権を大日本帝国に譲ったとの法的主張を繰り返してきたこと、その不法性を安倍政権は承認していないことも記憶しなければならない。その中で、2010年8月菅直人首相談話は、このような日本の歴史認識を画期的に変更したことを評価すべきである。

韓関係を構築していきます。…さらに、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応えて近くこれらをお渡ししたいと思います。」

この約束は、国会の同意を得て、実際に実施されたが、その詳細は省略する。

この二つのポイントを見るだけでも、2010年8月10日の菅直人首相談話が日韓の歴史認識の画期的な前進であり、日韓関係の改善に大きな貢献をしたことは疑いないだろう。実は、それを超えて、菅談話が【日本は安重根とどう向き合ってきたのか?】について考察する必要があるが、それは別の機会に譲ることにする¹³。

【始まっている菅談話「忘却」のプロセス】

冒頭に述べた通り、2018年10月30日韓国大法院判決以来、徴用工問題をめぐって日韓政府間の対立は激しくなるばかりだ。国交回復以来最悪と言われるほど日韓関係がこじれてきているが、2010年8月の菅直人首相談話が実現した日韓の友好関係に立ち戻る必要性について言及する人はほとんどいない。日本の知識人やメディアが言及しないばかりか、韓国の識者もほとんど菅談話に触れないのはなぜなのだろうか。筆者には、「それこそが「危機」だ」と思われる。

【なぜ、菅談話が忘れ去られてしまったのだろうか?】

そう考えて、インターネットで「内閣総理大臣談話」を検索してみた

13 龍谷大学社研安重根東洋平和研究センターによる研究書『安重根・東洋平和論研究』（仮題）掲載論文の執筆を依頼されている。2021年3月に明石書店より刊行予定である。

（執筆時点の2020年5月6日のこと）。ところが、容易に菅談話をみつけることができないことがわかったのである。以前は、インターネット上の検索で簡単に首相官邸に掲載された2010年8月10日の菅直人首相談話が見つかったのに、今ではヒットしなくなってしまったのである。

検索語として「菅直人首相談話」を入れて検索してみたところ、報道関係の情報や個人のブログなどこの談話を非難する情報はたくさんヒットするものの、10頁まで見ても首相官邸ホームページ内にあったはずの談話にはたどり着けなかった。

筆者が（添付リストその1）論文の資料3として、菅談話に言及した2015年10月当時には、首相官邸（安倍首相時代である）のホームページからきわめて容易に2010年8月の菅談話にアクセスできた記憶がある¹⁴。ところが、本稿を執筆中の2020年5月6日現在は、官邸のホームページ（<http://www.kantei.go.jp>）内にあったこのURL¹⁵では菅談話を見ることはできないことがわかった。

このような検索の努力をして失敗した場合は、大部分の人たちは、この段階で断念してしまうだろう。しかし、筆者は、以前このデーターを入手し、論文に引用までしたので、「何が起こったのか？」と強い疑問をもって相当の時間をかけても探す努力をした。検索で失敗した人のごく少数のかなり熱心にこのデーターを探そうとする人たちは、さらに努力を継続して、「どこかに元の2010年8月10日の菅首相談話があるかも知れない」と考えて別の方法で探そうとするかもしれない。

その場合、ITやコンピューターの操作に慣れていて、情報収集が仕事になっている人たちは、案外簡単に探せるのかもしれない。幼児期からコ

14 2015年10月発行の龍谷法学48-1掲載の「歴史認識と日韓の「和解」への道」（添付リストその1）論文に添付した末尾資料3「内閣総理大臣談話」（平成22年8月10日）の執筆当時のURLは、<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

15 前注参照。

ンピューターゲームに慣れ親しんで、小学校からIT時代の教育を受けた若者たちには容易なのかもしれない。しかし、筆者のようにIT時代に生まれたのではない普通の市民にとっては、かなり困難な作業なのである。まだデジタルギャップに悩んでいる世代の人々も決して少なくない。

それでは、そういう普通の人びとが新たに元の菅直人首相談話のデーターを探し出そうとしたと仮定して、どのような方法でこれを見つけ出すことができるか検討してみよう。

- ① 前に私が見ることができたURLは、以下のとおりであった。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

これが使い物にならなくなったことは、すでに報告した。これを入力したひとは、現官邸のHP (<http://www.kantei.go.jp>) にたどり着く。

そこで、「論文にいい加減なことを書いた」と筆者を非難して、断念する人が90%、大部分だろうと思われる。

- ② なおも、忍耐強く現官邸のHPの中で、菅談話を探したい人はどこを探そうとするであろうか？

多分、10%のひとは頑張って、「内閣」のタブの下にある「歴代内閣」のタブの中を探すと思われる。

<http://www.kanteigo.jp/jp/rekidainaikaku/index.html>

その中に、第94代菅直人首相が出てくる。

前は、そこをクリックすると、時系列で並んだ多くの業績が掲載されていて、その中に2010年8月10日の菅首相談話菅談話が見つかった。しかし、今は、そのデーターが＜消去＞されてしまっている。

この段階で、ほとんどの人があきらめるだろう。

- ③ なおも、頑張る人は、1%ぐらいと思われる。

HPの一番下にある「過去の官邸ホームページ」に行くと思う。

<http://www.kanteigo.jp/jp/archive/index.html>

そこに「菅内閣ホームページ」がある。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2629568/www.kantei.go.jp/>

ところが、そこには、なぜか？ 菅談話がないのである。これは、安倍首相官邸が一工夫して見えないようにしたのではないだろうか。

これで、ほとんど全員が断念するだろう。

④ なおも頑張ってデーターを探そうとする人は0.1%ではないか。

「その他」と言うタブの中から、「過去の官邸ホームページ」をみつけ、その中から、「第3次安倍内閣ホームページ」にたどり着くひとは何人いるだろうか？

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/>

これは、WARPの2017年11月4日付のデーターである。

その中の「歴代内閣」のタブを押せば、歴代内閣の総理と閣僚名簿が出てくる。平成以降については、各首相の業績が載っている。そこには、「第94代菅直人」首相が出てくる。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/kan/kansouri.html>

さらに「総理大臣演説等」に行けば、

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/>

このなかに、やっと「内閣総理大臣談話（H22.8.10）」があることがわかる。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

が出てきた！ここまでたどり着ける人は、多分、0.01%の人だろう。

⑤ 同じことだが「過去の官邸ホームページ」から、野田首相時代の官邸ホームページを探すことも可能である。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/4410784/www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/index.html>

の「野田内閣ホームページ」に入って、「過去の歴代内閣のホームページ」に入り、そこから「第94代菅直人」首相時代の「菅内閣ホームページ」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/4410784/www.kantei.go.jp/jp/kan/kansouri.html>

に入り、「総理大臣演説等」に入り、そこから菅首相談話を探すこともできる。

ただし、この場合は、正確に言えば、現在の官邸のホームページを見ているのではなく、国立国会図書館が保存した、2012年12月26日時点での首相官邸ホームページのデータベースを見ていることになる。

こうしてみると、よほどのコンピューターマニアか、私のようにこのデーターに強いこだわりがある研究者には見つけることができて、普通の社会人の人々は、このデーターを探すことを断念すると思われる。とても忙しくて「そんなに暇ではない！」ということになるだろう。

【検討を要するこみいった問題】

この段階で整理しておかなければならないかなりこみいった問題がある。

この部分の原稿を執筆しているのは、2020年5月6日である。

ところが、上記⑤の「過去の官邸ホームページ」=>「野田内閣ホームページ」=>「過去の歴代内閣のホームページ」=>「菅内閣ホームページ」にたどり着いて探し当てた平成22年（2010年）8月10日の「内閣総理大臣談話」は、国立国会図書館WARPが保存した、2012年12月26日時点での首相官邸ホームページのデータベースなのである。正確に言えば、「現在の官邸ホームページのデーターではない」ということをおさえておく必要がある。

筆者が、添付リスト掲載（その1）論文を執筆していたのは、2015年5月当時（安倍政権下）だったのである。その時には、このWARPデーター（龍法 '20）53-1, 244（244）

ターは既に存在していたのであるが、筆者が検索で探し当てたのは、そのなかに保存されていた上記「過去の官邸ホームページ」=>「野田内閣ホームページ」の中の2010年菅直人首相談話ではなかった。それは、「内閣総理大臣談話」で検索して探し当てることができた当時の安倍首相官邸のホームページ内に掲載されていた元首相だった菅直人の「内閣総理大臣談話」であり、そのURLは、以下のとおりだったのである。

(<http://www.kanteigo.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>)

それと対比してみると、上記④の段階の「過去の官邸ホームページ」=>「第3次安倍内閣ホームページ」の中に保存されていたWARPの2017年11月4日付のデーター内に保存されていた菅直人の「内閣総理大臣談話」があっても、なお且つ当時の安倍首相官邸のホームページには、正規の菅直人の「内閣総理大臣談話」が上記の本来のURLで掲載されていたはずなのである。つまり、WARPの「過去の官邸ホームページ」への掲載は、必ずしも正規の首相官邸のホームページからの菅首相談話の削除を意味しないのである。

ところが前述のとおり、今日2020年5月6日時点で、「内閣総理大臣談話」のインターネット検索でも2010年8月10日の菅直人首相談話を探し出すことができなくなっていたのである。しかも、2015年5月筆者が記録した当時のURLではデーターが見つからなくなったのはなぜなのか？それは、正規の首相官邸のホームページから消去されてしまったからだと考えられる。ところで、最終的にそれが「いつ消去されてしまったのか？」という問題がある。

それが判明すると、「なぜこのようなことが起きたのだろうか？」という問いに答えることもできるようになるかも知れない。

結論から述べよう。

●菅談話は、2019年になって、日本の首相官邸の公式ホームページから

「消去」されてしまったのである。

「今では、菅直人首相時代の官邸情報を探し出すには、国会図書館が過去（2019年1月4日時点）の官邸のホームページの記録として残しているWARPサイト¹⁶で探すしかない。その中から、「内閣総理大臣談話（H22.8.10）」¹⁷を探し出して、ようやく過去の記録としての2010年8月10日の菅首相談話にたどり着くことができたのである。」

筆者は、2019年9月21日時点でこの問題について研究¹⁸しているときに、このように書いた。しかし、今回（2020年5月本稿の執筆中）改めて検討しなおしたところ、この発表には、若干の訂正を加えなければならないことがわかったのである。

WARPサイト内で今回（2020年5月6日時点）検索をしてみたところ、国会図書館のWARPサイトは、一カ月に1回のペースで首相官邸のホームページの保存をしていることがわかった。それだけでなく、2019年2月1日時点でWARPサイトが保存した官邸のホームページ内の「歴代内閣」の記録¹⁹にも、2010年8月10日の菅直人首相による「内閣総理大臣談

16 国会図書館WARP（Web Archiving Project）内に「菅総理の演説・記者会見等」がある。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/>

2019年9月21日閲覧。（2019年1月4日時点の官邸ページを国立国会図書館が保存）

17 平成二十二年八月十日（2010年8月10日）の菅直人首相による「内閣総理大臣談話」 <http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html> 2019年9月21日閲覧。

18 このときの研究は、「安重根『東洋平和論』研究は日韓の「和解」への道を拓く——忘れてはいけない「菅首相談話」——」として、2019年第6回日韓国際学術会議プログラム【テーマ：EU構想の先駆け、安重根『東洋平和論』の21世紀的再評価——韓国併合、安重根裁判、東洋平和論をとおして——、龍谷大学大宮学舎・西翼2階大会議室、2019年11月3日（日）13：00から17：00】に際して発表された。

19 WARP保存による官邸ホームページの歴代内閣のページ（2019年2月1日ノ

話」²⁰が記録されていたことがわかったのである。

このことからわかったことは、この時点（2019年2月1日）までは、2010年8月10日菅直人首相談話は、首相官邸ホームページ内に以前のURLのままで保存されていたことである。したがって、この日までにインターネット検索をしていれば、2015年5月当時の筆者のように、容易に菅談話を探し出すことができたはずであったと考えられる。ところが、その翌月である2019年3月1日時点でのWARPサイトが保存している首相官邸ホームページ内の「歴代内閣」のページ²¹から第94代菅直人首相は見つかるものの、その中にある「菅直人ホームページ」に入り、「総理大臣演説等」に入ろうとしても、この日の首相官邸トップ頁に戻ってしまう。だからこの方法では、2010年8月10日「内閣総理大臣談話」を見つけることはできなかった。

ということは、2019年3月1日当時の公式の首相官邸ホームページ中の「歴代内閣」のページ内には、菅直人内閣総理大臣の「総理大臣演説等」のタブはあっても、その中身（リンク先のデータ）が削除されていたことがわかる。したがって、2019年2月1日から同年3月1日の間に、首相官邸ホームページが改変されたと推定できる。

ゝ日)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11242326/www.kantei.go.jp/jp/rekid-ainaikaku/index.html> 2020年5月6日閲覧。

20 WARP保存による官邸ホームページ（2019年2月1日時点のもの）内の「歴代内閣」のページ中にある「菅総理の演説。記者会見等」のURLは、

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11242326/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/>

その中の「内閣総理大臣談話」（平成22年8月10日）のURLは、

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11242326/www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

であった。2020年5月6日閲覧。

21 そのURLは、以下のとおりである。

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11253321/www.kantei.go.jp/jp/rekid-ainaikaku/index.html> 2020年5月6日閲覧。

菅首相のみならず、安倍内閣以前の「歴代内閣」の業績等（2010年菅首相談話が掲載されていたデータ）の詳細を首相官邸のホームページから削除したものと思われる。この2019年2月中に実行された首相官邸ホームページの改変の際、2010年8月10日の「内閣総理大臣談話」が首相官邸のホームページから削除されたことは間違いない。これだけでは、安倍政権が過去の情報を意図的に消去したという「意図」までを証明することは困難である。

しかし、首相官邸ホームページは、現首相の私物ではない。およそ歴代内閣の業績は、継続性をもって参照できなければならない。過去のうえに現在が築かれた歴史の過程こそが重要なものであるのに違いないのであるから、過去を消し去ってはならないのである。少なくとも、行政は広く情報を公開し、国民の知る権利を保障し、その批判に耐えるものでなければならない。それまで知ることができた重要な情報を削除したり、入手しにくくすることは、適当ではない。

本論文校正中（2020年7月28日）のことだが、谷野隆氏から「菅首相談話を含め、「歴代総理の指示・談話など」については、現在の官邸HPからアクセスできる」という有益な指摘を頂いた。早速試してみると、その通りである。しかし、以下の問題点がある。①この方法で見ることができるのは、国会図書館のデータベース（WARP）が記録として残している過去の官邸のHP（リンクで移動する）であって、現在の官邸HPの中のデータではない。②この過去のHPへのリンクが初めて貼られたのは、2015年1月6日の官邸HPからのようであるが、その当時（48巻1号原稿提出日は、2015年5月15日）筆者がアクセスした官邸のHP内のデータ（<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>）とは違う。これは、WARPのURLではないことから、違いはすぐに分かる。③2015年1月6日から2019年2月までは、本物の菅首相談話は、このURLでそのまま官邸HPの中に保存されていた。2019年2月までは、本物の菅首相

談話とWARP内に保存された菅首相談話が異なるURLで並行して存在していたことになる。

今後は、菅談話は、急速に忘れ去られてしまうことが危惧される。当初、筆者は、安重根研究については、「タブー化」と「沈黙」が問題と考え、タブーに逆らい、沈黙を破り、安重根研究を進めてきた。しかし、タブーに挑戦して沈黙を破ってどのように安重根研究を進めようとしても、それだけでは日本に暮らす私たちが歴史認識を深めることは困難なことがわかってきた。今のように日韓の歴史認識に改めて思いを致す必要があるときに、（故意によるのか過失によるのかはさておき）菅談話は「抹消」されてしまっているのである。

【前事不忘，后事之師】

この状況を放置するなら、「忘却」のプロセスは急速に進むだろう。この「記録」の抹消は、安倍政権の対韓強硬政策と連動しているのだろうか？とくに、2010年8月10日菅直人首相談話が首相官邸ホームページから消え去ってしまったのが2019年2月だったことを想起すべきである。この時期が、前述した安倍首相のNHKでの韓国大法院判決批判の強硬発言の発信時期（2019年1月6日）の直後であったことがどうしても気にかかる。いずれにしても、この動きは、現実問題として確実に「記憶」の抹消、そして忘却に連なる。このことこそが本当の「危機」ではないか？

筆者は、和解を成し遂げるための必須条件について論じたことがある²²。その条件の一つとして、「未来を志向し、歴史認識についての【原則】²³に

22 戸塚悦朗「こじれた日韓関係 和解への道を探る！——強制連行・「慰安婦」問題についての韓国の判決を手掛かりに——」。李洙任・重本直利共編『共同研究安重根と東洋平和——東アジアの歴史をめぐる越境的対話——』明石書店、2017年3月24日、287-313頁に掲載。

23 筆者は、未来をひらくために、歴史認識の原則を以下のように整理した。① “KI MURI KI MUA”「未来のために、過去に目を向ける」（マオリの言葉）。➤

立ち返る必要がある。」とし、その普遍的な原則の一つとして「前事不忘 後事之師」をあげた。現代中国語では「前事不忘，后事之師」²⁴と書くとのことであるが、これは中国の故事に由来し、日本でも知られている。1972年日中国交正常化交渉に際して、周恩来首相（中華人民共和国の当時の首相）によって和解と平和を達成するための原則としてその重要性が強調された。それもあるって、侵略戦争への反省を促された日本で広く知られるようになった。漢字文化圏に属する日本だが、この思想はこの地には根付いていないのだろうか？

今後私たちは、「抹消」と「忘却」にどのように対応して行くのか？を考察し、研究し、実践することが、最重要課題となってきたと思われる。

27. 記憶の「抹消」と「忘却」にどのように対応して行くのか？

「「抹消」と「忘却」にどのように対応して行くのか？を考察し、研究し、実践することが、最重要課題となってきた。」と書いた。しかし、「そのために、どのような研究や実践があるか？」と問われても、筆者には魔法のような名案があるわけではない。日韓の間に立ちはだかる歴史認識のギャップを克服するために研究を進め、論文や著書を執筆・出版するこ

ㄨ ②「前事不忘 後事之師」（周恩来中華人民共和國元首相）。③「過去を忘れる者は、現在にも盲目となる」（ワイゼッカー・西ドイツ元大統領）。④「私たちは、日本と朝鮮半島の21世紀を信頼と希望の世紀として創造するために、『世界人権宣言』および『日本国憲法』の理念に基づいて、各自「同胞の精神」をもって行動したいと考えます」（「韓国併合」100年「反省と和解のための市民宣言」）。

24 「『（ことわざ）（前の事を忘れないのは、後の事の師とするためである→）過去の経験を忘れないで将来の戒めとする。』白水社中国語辞典Weblio中国語辞典から。

<https://cjjc.weblio.jp/content/前事不忘EF%BC%8C后事之師> 2010年5月7日閲覧。

と、研究発表や講演の機会を与えられるに応じて、研究成果を少しでも多数の人々に知っていただき論議を深めるように努めること、そうした平凡な方法しか思いつかない。そのような努力として、2018年秋から、2020年にかけて、Corvid-19危機の期間を含めて、ささやかではあるが、以下のような研究活動を継続してきたことを報告しておくことにしたい。

（旧条約研究の完成と武漢国際会議2018年10月27～28日）

やがては2010年8月10日の菅直人首相談話を支えることになる日韓旧条約に関する国際法上の重要な文書²⁵（1963年国連総会宛てのILC報告書）を発見したのは、ロンドン大学客員研究員として在外研究中の1992年秋のことだった。その後、日韓旧条約の原本研究を深めていた李泰鎮ソウル大学名誉教授からの批判に応答するために、日本所在の条約原本研究を始めた筆者は、1905年11月17日付の「日韓協約」（上記の通称「韓国保護条約」と同じ）とされる条約の原本不存在説を提唱するに至った（添付文献リストその3、2016年）。

もう一つ重要な論点があった。韓国側の代表的研究者である李泰鎮教授（韓国史専攻・ソウル大学）と白忠鉉教授（国際法専攻・ソウル大学）は、伝統的な国際法の原則に依拠して、批准必要説を唱え、1905年11月17日「韓国保護条約」には批准書がないことから、これを無効だと主張していた。これに対し、日本側の代表的な研究者である海野福寿教授（歴史学専攻・明治大学）と坂元茂樹教授（国際法専攻・神戸大学）は、1905年以降の文献に依拠して、1905年11月17日「韓国保護条約」の条文に批准をもとめる明文規定がないことを理由に、批准不要説を唱えていた。両教授は、この条約は批准書がなくても合法的に締結されたのであって有効だと主張したのである。そのため日韓の研究者の議論は平行線を描いて、一致が見

25 1905年11月17日「韓国保護条約」（日本における通称）を国家の代表個人に対する脅迫を理由として絶対的無効とした1963年国連総会宛てのILC報告書。

られなかった。

筆者は、条約が締結されたという1905年11月17日以前の日本の研究書を網羅的に調査した（添付文献リストその3）。そのほか、1905年11月17日以前の日本の『国際法雑誌』を調査し（添付文献リストその4）、当時の国際法学者の学説は批准必要説一色で、批准不要説は見当たらなかったことを確認した。しかし、海野説と坂元説がなぜ迷路に入り込んでしまったのか、その問題点を解明する研究に及んでいなかった。ところが、筆者は、2018年秋になって、条約の効力について依拠すべきなのは、締結当時の国際法規則であるとする、“Intertemporal Law”（時際法）の原則を見つけ、これに着目すれば謎が解けることに気が付いたのである。海野説も坂元説も、1905年11月17日以降の資料に依拠しているので、この原則に反していて、方法として誤りであることを2018年10月に武漢で開催された国際学術会議²⁶で報告した（添付文献リストその7）。筆者のこの報告は、この会議に参加した多くの研究者（李泰鎮名誉教授も参加していた）から高く評価されたのは幸いだった。このときに、一連の研究が26年ぶりにやっと完成したことを実感した。

この研究発表の直後に韓国大法院による「徴用工問題」に関する判決（2018年10月30日）が出され、被害者原告が勝訴した。その後日韓関係の緊張が高まったことは、冒頭に述べた通りである。ひと言付け加えるなら、全員裁判官によるこの2018年10月30日大法院判決は、十分予測できたことだった。大法院の裁判官全員の合議の結果として多数意見が下したこの判断は、2012年5月24日の大法院判決（第1部の3名の裁判官による）²⁷を

26 TOTSUKA, Etsuro, “A way towards Japan’s defreezing of its decolonization process”, Beyond the San Francisco System: Exploring East Asian Peace and Cooperation system in the 21st century, October 27-28, 2018, Wuhan University China Institute of Boundary and Ocean Studies.

27 前掲「こじれた日韓関係 和解への道を探る！——強制連行・「慰安婦」問題についての韓国の判決を手掛かりに——」参照。

先例としてそのまま認めたに過ぎなかった。法律判断としては、2012年大法院（第1部）判決と内容的にはそのまま同じ判断を踏襲しているのである。だから、日本政府にとっては決して不意打ちではなく、十分に対応を準備する期間があったのである。この間韓国の統治機構が危機に遭遇していたのであるが、それについては、すでに報告したとおりである²⁸。その内幕と真相は、今後より深い歴史研究によって明らかにされることを期待する。

（弁護士再登録と弁護士会内活動）

筆者は、ちょうどそのころ（2018年11月1日）弁護士再登録をして、第2東京弁護士会に復帰した。ヒューマンライツを実現するための国際法の研究・実践を継続するためでもあったが、日連人権擁護委員会内の「日韓弁護士会戦後処理問題共同行動特別部会」（日韓部会）に参加して弁護士会内の脱植民地化の流れに貢献したいと考えたのである。

2019年1月30日弁護士会館で開催された戦後補償をめぐる「第22回公開フォーラム」²⁹に参加した。筆者から特に事前に要請して、主催者から短時間の発言の機会を与えていただいたことを感謝したい。筆者は、日韓の「和解」をめざすためには、「植民支配」を不法とした2018年10月30日大法院判決に注目し日本の法律家の間に定着した<タブー>を破って、旧条約の効力の問題に関する研究と論議を進めることが必要ではないかと発言した。2018年韓国大法院判決の強制執行の動向や「徴用工問題」に関する事件の「和解」への動きなどに関する報告者として崔鳳泰（チェ・ボンテ）弁護士が来日した。崔弁護士は、2010年12月11日の「日本弁護士連合会と

28 ②『「徴用工問題」とは何か?』25～29頁。

29 主催：戦後補償裁判を考える弁護士連絡協議会＋戦後補償ネットワーク「＜第22回公開フォーラム＞戦後補償裁判の現状と課題2019-韓国・大法院判決後の韓・中・日の戦後補償裁判の動向をとともに考える——」、弁護士会館10F（1006号室A・B）、2019年1月30日（水）午後6時30分。

大韓弁護士協会の共同宣言」第1条³⁰に触れ、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての研究と協議が不十分であり、今後の課題であることを指摘したことが強く印象に残っている。

筆者は、2019年2月20日には、日弁連会員向けのセミナー³¹に参加し、同年4月20日に開催された日弁連と韓国弁護士協会共催の公開シンポジウム（日弁連会館で開催）³²にも参加した。いずれも、日本と韓国の訴訟実務の蓄積と歴史に基礎を置いた充実した内容であった。いわゆる「徴用工問題」の当事者間の和解解決への筋道を考えるうえで重要な機会になった。和解解決を阻害しているのは、1965年の日韓請求権協定による法的障害ではなく、そのときの政治状況に応じて法解釈を恣意的に変更してきた日本政府、とりわけ安倍政権の政策であることが良くわかった。その後、現代人文社出版の『徴用工裁判と日韓請求権協定』³³が出版されたが、その執筆者は、いずれも日本の関係訴訟に詳しい日本の弁護士であり、これらの催しで討議された内容を反映したものになっている。

日韓の実務法律家の英知を集めても、なぜ「徴用工問題」の和解解決が容易に実現しないのであろうか？その問題を考えるためには、もう一つ大

30 日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言（2010年12月11日）第1条：「われわれは、韓国併合条約締結から100年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない状況の下で、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることが、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であることを確認する。」

<https://www.nichiibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101211.pdf>
2020年5月9日閲覧。

31 主催日本弁護士連合会「元徴用工」問題に関するセミナー」弁護士会館14階1401会議室、2019年2月20日（水）18時00分～20時30分。

32 主催日本弁護士連合会「国際人権学術シンポジウム「戦争および植民地支配下の人権侵害の回復と平和構築に向けて～国際人道法・国際人権法と植民地責任の視点から考える～」」弁護士会館2階講堂「クレオ」BC、2019年4月20日（土）13時00分～17時00分。

33 前掲『徴用工裁判と日韓請求権協定』。

きな壁を越える必要があるのではないだろうか？筆者は、一層強くそのように考えるようになったのである。

安倍政権は、韓国の併合は合法的になされ、日本による韓国の植民地支配に不法性はなかったとする日本に広く定着してきた伝統的な歴史認識を防壁としているのではないか？残念ながら、韓国を最初の外国訪問先に選んだ鳩山由紀夫首相から始まった民主党政権下（2009年9月16日～2012年12月26日）でも上記の日韓実務家の間の協議・研究が深まらず、崔鳳泰弁護士が上記したように指摘する通り、日本の法律家の間ではこの植民地支配の不法性の問題は説明されてこなかったのである。上記した2010年8月の菅首相談話にもかかわらず、それが日本社会に十分浸透せず、この問題の協議・研究が＜タブー＞とされ続けてきたからではないか³⁴。日本の法律家の最大の集団である日弁連も日本社会の一部である以上、この＜タ

34 植民地支配の不法性に関する法的研究と論議がなぜ＜タブー＞となってきたのかについては、今後の学問的な研究が必要であろう。憲法上の学問・思想・表現の自由などの人権保障にもかかわらず、日本においては、多数派である保守層の社会的・政治的な支配と権力が強く、多数派・権力が主張する問題について正面から異論を唱えるような論議・研究については必ずしも、真の意味での自由が十分に育たなかったように思われる。すべての分野についてそのような傾向があるが、それが、日韓関係、日朝関係、日中関係に及ぶ場合には特に困難になる。過去の侵略戦争の責任問題、国家による重大人権侵害問題、ジェンダーに関わる問題、外国人のヒューマンライツに関わる問題についても、そのような傾向がある。植民地支配の不法性の問題については、これらが複雑に絡み合うばかりか、国家間の国際政治的論争と各国のナショナリズムが背景に存在することもあって、特に困難になるであろう。戦前・戦中は、軍部によるクーデターなどの暴力が横行し、法制度も治安維持法に現れていたような全体主義的な支配体制が続き、特にその傾向（学問・思想・表現の自由の弾圧など）が強かった。しかし、戦後も戦前との連続性が持続し、侵略戦争の問題にしても、戦後の歴史家の研究成果を覆そうとする歴史修正主義の強力な社会的な運動が育ち、ときに政治権力とも結びついてきた。安倍政権の歴史認識については、日露戦争を栄光の歴史と見ていて、植民地支配への反省はきわめて弱い。社会現象としての嫌韓、嫌中、ヘイトスピーチの横行も、それに対抗しようとする運動も存在するが、最近の保守派の運動はインターネットの乱用も活発であって、とどまるところを知らない。

ブーに触れることができなかったのではないかな？

日韓の旧条約の効力の問題は、韓国の植民地支配の不法性を検討するために避けて通れない法律問題である。2012年と2018年の二度にわたって韓国大法院判決が提起したこの法律問題に関する問いかけにどう応答するか？それは、日本の法律家にとって避けることができない間ではないだろうか。筆者は、折に触れ、上記日韓の弁護士会の2010年共同宣言第1条の要請に応じて、日弁連でも積極的に研究する必要があると訴えてきた。日弁連内の関係部会内の勉強会（人権擁護委員会・日韓部会8月8日／同6部会合同会議8月23日）で研究発表の機会を2回与えられたことに感謝したい。

（研究成果の出版）

上記した武漢国際会議での発表は英語でなされたので、その成果を書き込んだ日本語の論文としてまとめ、それが『龍谷法学』に「歴史認識と日韓の「和解」への道」シリーズ（その7）³⁵として掲載されたのは、2019年3月12日だった。この段階で、日本による韓国の植民地支配を決定的に進めた1905年11月17日付「日韓協約」の不存在に関する研究がまとまった。そこで、このシリーズの7本の論文（添付合本文献リスト参照）を『龍谷法学』論文の合本（50部）として製本したのは2019年5月のことである。

いわゆる「徴用工問題」について大法院判決が何を言っているのかについて冷静な議論が進み、その内容を理解することは、緊張が高まっている日韓関係をめぐる状況を打開するのに役立つのではないかな？そう考えて、急ぎ『「徴用工問題」とは何か？』³⁶の出版準備を進めた。原稿の第1案が完成したのは、2019年3月1日だった。その後出版社（明石書店）との打

35 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その7）——迷路を抜け出す鍵——」龍谷法学51巻4号、2019年3月12日、409-448頁。

36 前掲②『「徴用工問題」とは何か？』。

ち合わせを進め、10月7日に出版が実現した。同書第3章「日本の植民地支配は不法だったのか？」で旧条約問題の研究を要約して掲載することとした。

この出版に先立って、『地球人宝塚』から「日韓併合とその後の植民地支配は、当時の国際法に照らして合法であったのか？」というタイトルでの投稿を依頼された。これまでは、市民団体から韓国に対する植民地支配の不法性についてこのように直截なタイトルでの原稿を依頼されたことはほとんどなかった。そこで、別冊論文³⁷を投稿し、2019年7月31日に出版された。

上記7本の論文の合本は、後述の龍谷大学における5月の研究会で参加者に配布したのであるが、上記『地球人宝塚』別冊を読んだ市民から、研究の要約だけでは研究の具体的な詳細がわからないので、この「論文『合本』のコピーを多数ほしい」という要請があった。合本は抜き刷りを活用したのであるが、そのコピーを作成することには著作権上の問題がある。そこで、出版社からの出版が望ましいと考え、日本評論社に依頼した。同社のご厚意により『歴史認識と日韓の「和解」への道』の自費出版が実現し、2019年11月5日に出版されたのである。同書の出版が実現したので、筆者の研究全体について広く学術的な検討を頂けることになったことは喜ばしい。忌憚のない批判的な意見を含め、多くの方々からの建設的な助言が頂けることを期待している。

著書・論文等の出版だけでは、多くの市民に情報が届かない。IT時代にふさわしい発信の方法を模索していたところ、幸運にも「コリアネッ

37 戸塚悦朗「日韓併合とその後の植民地支配は、当時の国際法に照らして合法であったのか？～韓国の「3.1独立宣言」100周年にあたって～」『地球人宝塚』別冊、2019年7月31日。『地球人宝塚』は、宝塚市外国人市民文化交流協会により発行されている。これは、『徴用工問題』とは何か？』の第3章と同趣旨である。

ト」³⁸ からエッセイの執筆を求められた。そこで、「日韓関係の葛藤はなぜ起きたのか」に関するエッセイ³⁹ を2020年3月6日に、前掲の「1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない」⁴⁰ というエッセイを同年3月26日に公表した。短文なので、研究の詳細は書き込めなかったが、テーマに関心を持っていただけた場合は、上記の著書・論文を参照のうえさらに研究を進めていただければ幸いである。

(研究成果の研究発表・講演)

上記『合本』の完成と合わせて、2019年5月7日龍谷大学社研安重根東洋平和研究センター第1回研究会⁴¹ が開催され、「1905年「保護条約」の不存在説と日韓関係の正常化に向けての提言」と題する発表の機会を与えられたことに感謝したい。これまでの安重根東洋平和論研究に関連して筆者が担当してきた安重根裁判研究が完成したことを記念するかのような機会にもなった。その趣旨も込めて、研究完成の記念として限定版として製本した前記『合本』を出席者全員に配布することができたのは喜ばしいことであった。これまで長年研究を共にしてきた共同研究者の方々に多数参加して頂くことができた。この場で研究発表を肯定的に受け止めて頂けたことで、明るい展望が開けた思いであった。

38 「韓国政府文化体育観光部海外文化弘報院コリアネット」<http://japanese.korea.net/>

2020年5月10日閲覧。

39 戸塚悦明【コラム】「日韓関係の葛藤はなぜ起きたのか——深刻化の底に潜む「世界認識」のずれ——2020年3月6日」。<http://japanese.korea.net/News-Focus/Column/view?articleId=182964&pageIndex=1>

2020年5月10日閲覧。

40 前掲「1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない」。

41 主催：龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センター：＜東アジアの歴史をめぐる越境的対話＞龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センター2019年度第1回共同研究会、龍谷大学（深草学舎）会議室（8号館4階）、2019年5月7日18：00～。

2019年6月15日文化財問題のシンポジウム⁴²で発表の機会を与えられたことを主催者に感謝したい。講演のテーマを自由に選ぶことがゆるされたので、「国際法から見た仏像盗難問題の今後の課題」と題して、1905年11月17日付「日韓協約」が存在しないという研究成果を発表しつつ、注記のような問題提起⁴³をさせていただいた。旧条約の効力の研究は、日韓基本条約の解釈の問題以外にも、文化財と脱植民地化を論議する際にも役立つのではないと思われる。

『地球人宝塚』から「日韓併合とその後の植民地支配は、当時の国際法に照らして合法であったのか？」というタイトルでの投稿を依頼された」と上記したが、その『地球人宝塚』別冊をテキストにして、その内容について宝塚市などの市民団体から講演を依頼された。「韓国植民地化は合法か？ 1905年保護条約は「不存在」と言うタイトルで、大阪講演会⁴⁴（2019年8月9日）と宝塚講演会⁴⁵（2019年8月10日）が開催された。ともに在日韓国・朝鮮人と日本人の市民団体が主催した。参加者は、宝塚と

42 主催＝韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議及び東アジア歴史・文化財研究会、公開シンポジウム「世界史の中の文化財返還問題を考える」、会場＝大阪経済法科大学・東京麻布台セミナーハウス2F大研修室、第2部「対馬盗難仏像返還問題についての考察」にて4名の発表中第3発表戸塚悦朗「国際法から見た仏像盗難問題の今後の課題」、2019年6月15日13:30～17:20。

43 「現在の国際法一般の視点だけでは、日韓・日朝間の文化財問題を解くことは困難だと考える。国際法も国内法も、脱植民地の流れに追いついていない。そのため、新たな枠組み・発想での、条約や協定、国内法整備・立法が必要ではないか。その場合、最も重要な視点は、徴用工の慰謝料請求事件に関する2018年10月の大法院判決が判示した「植民支配の不法性」という韓国憲法の解釈を文化財の問題にどう適用するのか？という課題ではなかろうか。私は、もし大法院の判示が正当であるならば、日本側に文化財取得の合法性の立証責任が移るという举证責任転換論をどう組み立てるのか？という問題提起をしたいと考える。」と、冒頭で発言した。

44 もんよの会主催、大阪駅前第2ビル5階梅田総合生涯学習センター、2019年8月9日18:00～。

45 「日韓の歴史を学びなおす会」主催、第1回研究会、宝塚市立国際・文化センター小ホール、2019年8月10日午後5時30分～7時30分。

大阪の市民運動の中心的な市民で、在日韓国人の指導者も含まれていた。日韓関係の歴史にも外国人のヒューマンライツ運動にも精通している人々だったので、講演後の質疑も相当活発で、実り多い論議の機会になった。参加者の関心の焦点は、「日韓併合とその後の植民地支配は、当時の国際法に照らして合法であったのか？」という問いであり、「植民地支配の不法性」がキーワードとなった。驚いたのは、筆者が講演した内容のうち重要な事実は、ほとんど知られていなかったことだった。これまで国際法の視点からの研究が欠けていたことが改めて確認できた。前述したとおり、日本では<タブー>としてしっかりと蓋がされ、この法律問題が論議されてこなかったことがこのような情報の不足の結果を生んでいたのである。詳しく説明しようと、テキストとして配布の上活用した前掲『地球人宝塚』別冊は、役立った。しかし、議論がさらに詳細で具体的な内容に進み、それだけでは必ずしも十分ではなく、前掲7本の論文（添付合本文献リスト参照）の『合本』が必要なことが明らかになった。その結果、『合本』のコピーが多数必要だという要請が出されたのである。この8月の二つの講演会は、後の韓国大阪総領事館主催の講演会につながった。

前掲②『「徴用工問題」とは何か？』が出版されたのは、2019年10月7日だったが、関西方面の市民団体が中心になって、その出版記念会⁴⁶（2019年11月1日）を神戸市で開催するとの提案をいただいた。大変熱心な参加者に恵まれたことから、8月の関西での講演会とこの機会が、12月の民団大阪本部講演会につながるようになった。主催者に深く感謝したい。

龍谷大学で開催された国際学術会議⁴⁷（2019年11月2～3日）で、二日

46 主催：日韓の歴史を学びなおす研究会、「慰安婦・徴用工問題を解くために——出版記念会兼ミニ講演会」、神戸市灘区宮山町六甲苑、2019年11月1日18：00～20：30。

47 主催：龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センター・安重根義士記念館（韓国・ソウル）「2019年（第6回）日韓国際学術会議 テーマ：今、アジア市民としての共生を探る——EU構想の先駆け、安重根『東洋平和論』」

目のラウンドテーブル⁴⁸に招かれ、「安重根『東洋平和論』研究は日韓の「和解」への道を拓く——忘れてはいけない「菅首相談話」——」という発表をした。上記したとおり、1905年11月17日付の「日韓協約」が存在しないという研究完成までの経過とその研究が2010年8月10日の菅直人首相談話と整合性があることを述べた。本論文は、その際の発表の一部を含んでいるが、筆者は、安倍政権官邸が2019年10月30日大法院判決への対応の一環として、ひそかに菅首相談話を官邸ホームページから「抹消」し、植民地支配に関する歴史認識の「忘却」を促進しようとしているのではないか？という疑惑を提起した。このラウンドテーブルへの参加者でこの「抹消」の事実を知っていた研究者が誰もいなかったことは驚きであった。この発表が共催者だった韓国の安重根義士紀念館と安重根義士崇慕会関係者を通じて韓国に伝えられたことは、その後の日韓の研究協力の発展にとって重要な契機となったと思われる。

8月の講演会の参加者の提案もあって、韓国大阪総領事館主催シンポジウム⁴⁹（2019年11月5日）で「歴史認識と日韓和解への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために——」というタイトルでの講演に招かれることになった。ちょうどこの日に間に合うように出版社の好意で、『歴史認識と日韓和解への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために——』の出版を実現して頂いたおかげで、同書の出版記念会と同様

ゝの21世紀的再評価」、京都市、2019年11月2日～3日。

48 戸塚悦朗発表：「安重根『東洋平和論』研究は日韓の「和解」への道を拓く——忘れてはいけない「菅首相談話」——」第Ⅲ部：ラウンドテーブル「日本は“安重根”とどう向き合えばよいのか——安重根裁判、東洋平和論、そして東アジア共生社会の展望——」、龍谷大学大宮学舎西翼2階大会議室、11月3日（日）13：00～17：30。

49 戸塚悦朗：講演「歴史認識と日韓和解への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために——」、主催：韓国大阪総領事館、シンポジウム「日韓葛藤の根本的な原因と望ましい日韓関係の方向」、ホテル日航大阪32階、2019年11月5日15：00-18：00。

の機会になった。「日韓葛藤の根本的な原因」を探るこのシンポジウムでは、筆者の歴史認識の壁についての講演に次いで文京洙教授（立命館大学）の司会でパネルディスカッションがあり、パネリストの意見、質疑はかなり深いもので非常に刺激的だった。参加者は、関西地域の民間関係者や在日韓国人学生たちで、招待を受けた人たちだったが、広い会場を埋め尽くすほどの盛況だった。このような貴重な機会を与えていただき、主催者の呉泰奎総領事に深く感謝申し上げたい。

その直後である2019年11月8～9日にソウルで開催された「サンフランシスコ体制を越えて」を主題に討議する国際会議に招かれた。筆者は、2016年にコロンビア大学で第1回の会議に続き、前述の2018年の第3回武漢会議及び2019年の第4回ソウル会議に招かれた。筆者は、片面講和だったサンフランシスコ講和条約と1965年日韓請求権協定による呪縛からヒューマンライツの重大侵害の被害者がどのように自由になることができるかを論じた。二国間協定が世界の価値基準の中核であるヒューマンライツをさえも消滅させてしまうという、安倍首相がよって立つ国家の条約制定権を絶対化する思想とどのように取り組むのが主題である。筆者は、平和条約と言えども奴隷からの自由のようなヒューマンライツを消滅させることはできないという原則を確認した国連人権小委員会の1999年決議を想起しつつ、2018年10月30日の韓国大法院判決を非難する安倍首相の主張は誤りであると考えられることを骨子とする報告⁵⁰を発表した。主催者代表の金泳鎬教授から、「この会議で最も重要な発表の一つだったと思う」と評価されたことに感謝したい。

10月7日の出版記念講演会に参加していた幹部のかたの提案から、民団

50 Etsuro Totsuka, "Can peace treaties extinguish human rights? — Legacy of the UN human rights Sub-Commission resolution 1999/16 —", 4th conference: "Beyond the San Francisco System" organized by North East Asia Peace Center, 8-10 November 2019. Venue: 7th fl., Koreana Hotel, Seoul, ROK.

大阪本部での講演会（2019年12月7日）に招かれることになった。11月5日の韓国大阪総領事館での講演には多数の民団の指導的なメンバーが参加していたことから、今度は人権講演会⁵¹にふさわしい新しい内容の講演を求められた。筆者も、時期がちょうどヒューマンライツ週間に当たることから、ヒューマンライツを中心とする講演がふさわしいのではないかと考えていた。ちょうどそのころ、ソウルでの国際会議に参加するための機中で知ったのであるが、外国人のヒューマンライツを擁護したソウル中央法院の判決（2019年11月6日）にヒントを得て、日韓のヒューマンライツ認識のギャップについて考え始めていた仮説を講演の中に取り入れて、民団のリーダーの人々の考えを尋ねてみた。非常に肯定的で有意義な討議ができたことで、筆者の考えも「一歩進んだ」と感じた。

2019年11月の上記ソウル国際会議に参加していた研究者から、その場で「12月10日は来韓が可能ですか？」と尋ねられ、同年12月10日に開催される予定のソウルでの別の国際会議⁵²に招待されることになった。11月の国際会議での発表をもとにして、それより発表の範囲を広げた研究に取り組む機会に恵まれたことを主催者に感謝したい。「日本による強制動員問題と国際法——平和条約はヒューマンライツを消滅させることができるか？——」⁵³という発表（英語）のタイトルを選んだ。内容的には、11月国際会議に加えてソウル中央法院に継続中の「元慰安婦」が日本政府を相手に起こした継続中の訴訟について主権免除の法理によって却下されるべきか

51 戸塚悦朗講演、「韓国と日本が未来のパートナーになるために」、人権講演会、民団大阪、2019年12月7日。

52 International Symposium for the Future-Oriented Korea-Japan Relations
Date: December 10, 2019 (Tue), 13:00-17:50, Venue: Brahms Hall, Hotel President (19th fl.), Host: National Research Council of Economics, Humanities and Social Sciences (NRC), Organizer: Korea Legislation Research Institute (KLRI), Institute for Japanese Studies of Seoul National University.

53 Etsuro Totsuka, "The Issue of Japan's Forced Mobilization and International Law-Can peace treaties extinguish human rights? ——".

どうかという新しい法的問題を検討することになった。

12月国際会議では、これまで交流がなかった分野の研究者と直接意見交換をする機会が与えられ、筆者にとっては実り多い機会になった。特に外交分野の研究者との率直な論議から新たな視点をを得ることができた。その成果の一部は、前掲2020年3月6日のエッセイで「日韓関係の葛藤はなぜ起きたのか——深刻化の底に潜む「世界認識」のずれ——」として発表することができた。日韓の国際関係を未来志向で改善するためには、歴史認識の問題だけでなく、「ヒューマンライツ」認識のずれにも着目する必要があるのではないか？という新しい問題提起である。

新年になってからは、世界だけでなく筆者の研究活動もCovid-19の危機に翻弄されるようになった。まだ緊急事態宣言（2020年4月7日）が出される前だったので、下関労働会館での講演会⁵⁴（2019年3月1日）は主催者の判断で予定通り開催された。主催者は、参加者に会場への入り口で消毒をし、マスクを着用するなど感染予防措置をとるよう要請するなかでの講演会になった。この日「3月1日」は、2012年の大法院判決が大韓民国憲法を援用してその独立の象徴としてあげた1919年3月1日独立宣言からちょうど101周年の日だった。主催者は「そもそも韓国併合は有効だったのか？」と言うタイトルの講演を企画するのにふさわしい日と考えたのであろう。下関地域がCovid-19の感染を免れていたという幸運もあり無事に開催されたことは、講演者を勤めた筆者としても感謝している。下関を訪問したのは初めてだった。本州の果てにある港町で、古くから韓半島との交流の拠点だったという地理的な位置から歴史的な資源も豊かな土地柄であることを初めて知った。主催者も参加者も知的好奇心旺盛な意識の高い市民であり、歴史認識の重要な課題について豊かな意見交換ができたことは、会場がある丘から見渡せる海峡の壇ノ浦の眺望と共に忘れることがで

54 戸塚悦朗講演「そもそも韓国併合は有効だったのか？」、主催：下関労働教育センター、2020年3月1日午後2時～4時30分。

きない。

（まとめ）

前述の発表や講演は、歴史だけでなく、法学の理解も必要になる内容で、かなり難解な内容だったと思う。だから、パワーポイントを活用して、資料を目で見てもらいながら論理を追う話の筋道を工夫した。しかし、「むつかしくて、よくわからなかった」という反応がでてくることを予期していた。ところが、講演の最後に「1905年保護条約の基礎が崩れると、砂上の楼閣になる。したがって、併合条約は無効と言わざるを得ない。」という結論をのべると、ほとんどの参加者は、「よくわかった！」との感想を寄せてくれた。このような感想がほとんどだったことは心強い。

多くの質問を受けたが、その大部分は、すでに前掲の著書『歴史認識と日韓の「和解」への道』で検討済みだった。事前の予想どおり、同書を読んでいただけるようにと要請することで応答できた。とても困ったのは、「この結果をすぐに日本政府に認めさせてほしい。いつごろできるか？」という質問だった。「反論の余地がないほど明らかではないか」という感想を持った多くの参加者にとっては、当然の質問である。しかし、日本社会の実態は、前述したとおりの凝り固まった状況で容易に変化することを期待できない。それは、世界の脱植民地化のプロセスが遅々として進まないのと同じである。

「まずは、著書を読んでいただけるように周りの多くの方に薦めていただくところから始めるしかないと思います。日本政府をすぐに説得するのは困難だと思います」と答えたのだが、質問者には納得してもらえなかった。

やむなく、過去の過ちを認めることの困難さを示す分かりやすい事例を考えてみることを提案した。筆者があげたのは、ガリレオの地動説に対する迫害の事例である。1632年『天文対話』が発禁となり、1633年宗教裁判

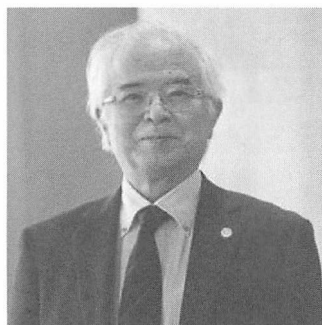
で有罪判決が下され、軟禁されたガリレオは1642年に死亡した。その後1992年教皇パウロ 2 世がこの宗教裁判の誤りを認めてガリレオに謝罪するまでには、実に350年というときが流れたのである。筆者がこの事例を挙げたのは、適当ではなかったかもしれない。高齢の参加者は、あきれはてて、「それでは困る。そんなに時間がかかったら、私は生きてはいられない」と慨嘆した。

日本が真実を認めて、謝罪するまでにはどのぐらいの年月が必要なのだろうか？

（資料）

【コラム】1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない

2020.03.26



戸塚悦朗

弁護士

2020年3月26日は、安重根義軍参謀中将が処刑されてから110周年の日になります。

安重根義軍参謀中将は、1909年10月26日、日本による韓国の植民地化の過程を主導した伊藤博文公爵をハルビン駅で射殺した韓国人独立運動活動家です。日本による裁判で1910年2月14日に死刑判決を受け、同年3月26日に処刑されました。

それにもかかわらず、安重根の人物の大きさ、思想家としての資質、芸術的な才能などを崇敬する日本人も少なくありません。

しかし、日韓の間では、安重根義軍参謀中将についての評価が180度違うのです。韓国では、独立運動の英雄とされていますが、日本では伊藤博文公爵を「暗殺」した「テロリスト」とされています。本当にこの評価が正しいのでしょうか？

大日本帝国の支配下にあった関東都督府地方法院が裁判管轄権を持って

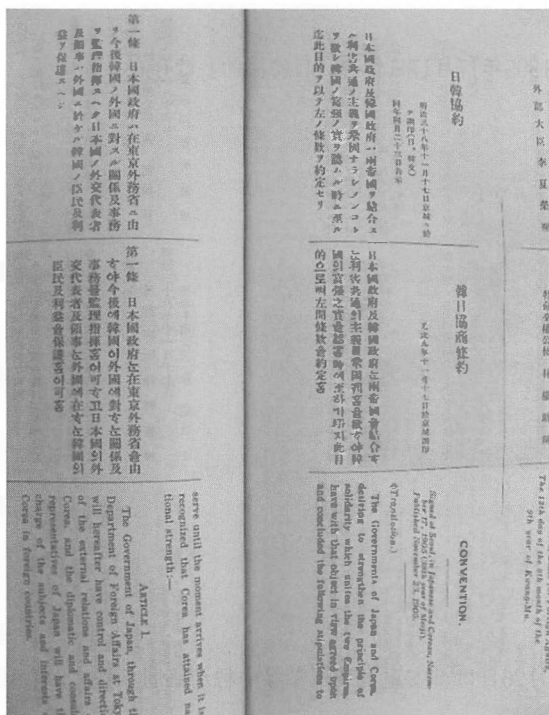


写真1の最上段は、1905年11月17日付「日韓協約」の日本語版。『舊條約叢纂第3巻（朝鮮・琉球）』外務省条約局（昭和9年3月）、204頁。京都大学所蔵

いたのかが最大の法的問題点です。裁判官は、1905年11月17日付の「日韓協約」（韓国では乙巳五条約とも言われる。写真1の日本外務省発行による条約集を参照）第1条（大韓帝国の外交権を日本の外務省が行い、韓国臣民の外交保護権も日本の領事が持つとするもの）を根拠にして、ハルビンの日本総領事に裁判管轄権があったと判断したのです。その結果、裁判官は、韓国人である安重根に日本刑法の殺人罪を適用して死刑を言い渡しました。しかし、この裁判には重大な欠陥があります。

1963年国連総会向け国連国際法委員会（ILC）報告書では、日本（伊藤博文が主導）が大韓帝国の代表だった皇帝や閣僚ら個人を脅迫して締結を（龍法 '20）53-1. 268（268）

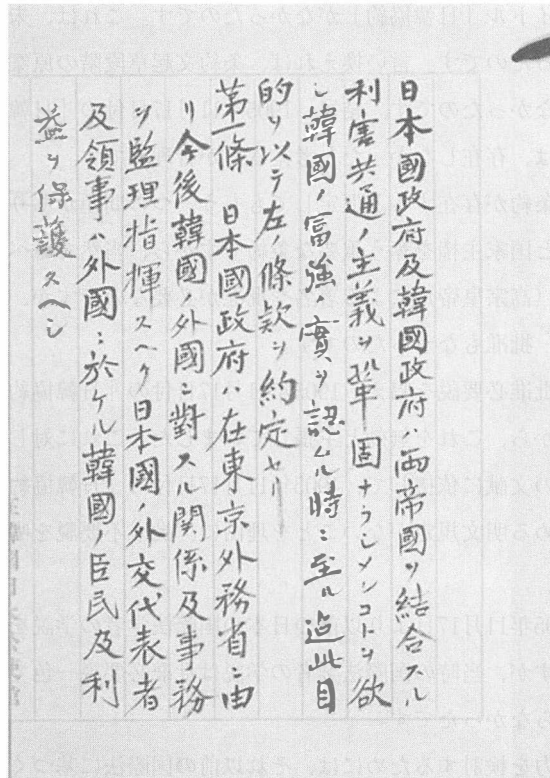


写真2は、外務省外交史料館所蔵資料。ウェブサイト：
www.jacar.go.jp/goshomei/index.html 2010年6月25日閲覧

強制したということが、条約の無効原因とされたのです。

結果的に日本の裁判所は、安重根裁判の裁判管轄権を所有する法的な根拠がなかったということになります。

その他にも、「安重根裁判が不法な裁判だった」という主張を裏付ける重要な論点があります。1905年11月17日付の「日韓協約」の存否の問題です。

日本政府が保管する日本語版条約文原本の文面の1行目は、空白になっ

ており、タイトル「日韓協約」がなかったのです。これは、未完成な文書に過ぎなかったのです。言い換えれば、条約文起草段階の原案、すなわち、草案でしかなかったのです。結局、1905年11月17日付の「日韓協約」という「条約」は、存在しなかったと考えるのが合理的です。

仮にこの条約が存在すると仮定してももう一つの問題があります。大韓帝国の独立と国家主権を奪う重要な条約ですから、当然あるべきはずの条約締結権者（高宗皇帝）による署名や批准が必要なのですが、高宗皇帝による署名も、批准もなかったのです。

韓国側は批准必要説を唱え、1905年11月17日付の「日韓協約」に批准書がないことから、これを無効と主張していました。これに対し、日本側は、1905年以降の文献に依拠して、1905年11月17日付の「日韓協約」の条文に批准をもとめる明文規定がないことを理由に、批准不要説を唱えていました。

私は、1905年11月17日より以前の日本の国際法学者の学説を網羅的に調査したのですが、当時の国際法学者の学説は批准必要説一色で、批准不要説は見当たらなかったです。

条約の効力を検討するためには、それ以前の国際法に基づく必要があるという国際法原則である「Intertemporal Law」（時際法）の原則に照らせば、1905年以降の文献に依拠した学説は説得力がないというべきでしょう。

日本による安重根裁判の裁判管轄権の根拠とされた1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない条約だったのです。そうすると、安重根裁判は管轄権がないのに強行された不法な裁判だったと言わざるを得ません。菅義偉官房長官が2014年に記者会見で安重根を「テロリスト」と定義づけたのは、正しい評価ではありません。

安重根義軍参謀中將は、日本による大韓帝国に対する侵略から母国の独立を守るために自衛戦争を戦った義勇軍の将軍だったと評価すべきです。

不法な裁判で「死刑」判決を受けたからと言って、「テロリスト」だったと言うのは理屈に合いません。

安重根義軍参謀中将は、公判の過程で、自らの行為については通常の殺人罪であることは否認し、義軍の参謀中将としての行動だから国際法に基づいて捕虜としての処遇を求め、戦争犯罪に該当するかどうかについての裁判がなされるべきだと主張しました。裁判所はこの主張については無視して判断しませんでした。しかし、安重根は控訴せず、死刑判決が確定したのです。

これをもう一步進めると、実際には存在しなかった1905年11月17日付の「日韓協約」を基礎にして締結された1910年韓国併合条約も無効だったということになります。

日韓の人々が歴史認識をめぐる協議と研究を深め、1905年11月17日付の「日韓協約」に関する真の歴史認識を共有するよう努力すべきではないでしょうか。

出所（文化体育観光部海外文化弘報院コリアネット）2020年5月8日閲覧
<http://japanese.korea.net/NewsFocus/Column/view?articleId=183574&pageIndex=1>

『歴史認識と日韓の「和解」への道』合本文献リスト

（その1）戸塚悦朗、「歴史認識と日韓の「和解」への道—安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？—」『龍谷法学』第48巻第1号（田中則夫教授追悼号）2015年10月1日、163～188頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00561005>

(その2) 戸塚悦朗、「歴史認識と日韓の「和解」への道(その2)―植民地支配責任と1905年「韓国保護条約(?)」―」『龍谷法学』第48巻第2号2015年11月16日、155-175頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00568001>

(その3) 戸塚悦朗、「歴史認識と日韓の「和解」への道(その3)―文献研究から1905年「韓国保護条約(?)」を問う―」『龍谷法学』第48巻第3号2016年1月29日、135-177頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00571011>

(その4) 戸塚悦朗、「歴史認識と日韓の「和解」への道(その4)―「国際法雑誌」は、1905年「韓国保護条約(?)」をどう準備したか―」『龍谷法学』第48巻第4号2016年3月15日、227-271頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00587018>

(その5) 戸塚悦朗、「歴史認識と日韓の「和解」への道(その5)―1905年「韓国保護条約(?)」の効力問題と1963年国連総会の決議をめぐる―」『龍谷法学』第49巻第3号2017年1月29日、105-129頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32027719>

(その6) 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道(その6)―「慰安婦」問題に関する日韓外相合意から板門店南北首脳宣言まで―」『龍谷法学』第51巻第1号2018年10月、353-396頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32071158>

(その7) 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道(その7)―迷路を抜け出す鍵―」『龍谷法学』51巻4号2019年3月、409-448頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32080747>